

## 平成 27 年度 第 1 回洲本市地域公共交通会議 会議録(案)

【日 時】 平成 27 年 7 月 1 日 (水) 13 時 30 分 ~ 15 時 40 分

【場 所】 洲本市文化体育館 1-A 会議室

【出席者】 委員：21 名 (4 名欠席) (敬称略)

濱田育孝 (会長)、太田益生 (副会長)、平木勝昭、山中敬子、

出口雅章 (代理出席)、谷池淳司、山崎高治、堀井久雄、伏見正夫、

大屋武壽、藤岡明義、丸山正、綱本善哉、正木康文、片岡昌史、

和田治 (代理出席)、森屋康弘、河上和慶、太田隆史、

加藤順弘 (代理出席)、山口未江子

オブザーバー：1 名 (欠席)

淡路交通(株)：1 名

森崎業務課長

(株)丸尾設計事務所：2 名

西村和記、粉川朋美

事務局：4 名

企画課 寺岡参事兼課長、西原課長補佐、真柴係長、田中主任

### 【次 第】

□開会

□会長挨拶

□報告事項

1. 洲本市地域公共交通会議について
2. 平成 26 年度 第 2 回洲本市地域公共交通会議 会議録 (案) について
3. 「生活交通改善事業計画 (バリアフリー化設備等整備事業)」に基づき導入した  
福祉タクシーについて
4. 洲本市上灘線コミュニティバス運行委託に関する公募型プロポーザルについ  
て

□協議事項

1. 議案 洲本市地域公共交通基本計画（案）について

□その他

□次回開催予定

□副会長挨拶

□閉会

**【会議の概要】**

**1. 開会**

事務局から開会のことば

**2. 会長挨拶**

みなさん、こんにちは。本日は平成 27 年度の第 1 回目の洲本市地域公共交通会議ということで、みなさん方には何かとお忙しい中、また足元の悪い中、ご出席をいただきましてありがとうございます。先般は生活交通改善事業について書面協議をさせていただきましたところ、皆様方にはご協力を賜りありがとうございました。

また本日は上灘コミュニティバスの公募について、皆様方にご説明をさせていただき、ご意見を頂戴したいと思います。

そして、議案という形で昨年から取り組んでおります公共交通の基本計画について（案）という形でまとめることができましたので、皆様方から忌憚のないご意見を頂戴し、洲本市の地域公共交通のあり方等について、基本的な方向であるとかまた具体的な策等についてご意見を頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

**3. 委員の紹介**

・事務局から委員の異動による新しく委嘱された委員の紹介

#### 4. 議事

- ・会長より、傍聴の方に静謐な傍聴を依頼する。
- ・事務局より地域公共交通会議として要綱第5条第5項の規定により、25名中21名の委員の出席で、過半数の方が出席し、本会議が成立したことを報告する。

#### 5. 副会長の選任

- ・副会長を会長の指名により、洲本市連合町内会長の太田委員とすることに承認を得る。

#### 6. 報告事項

##### 1. 洲本市地域公共交通会議について

事務局：参考資料1-1、参考資料1-2により説明

委員：特に質問等なし

##### 2. 平成26年度 第2回洲本市地域公共交通会議 会議録（案）について

事務局：報告1-1により説明

縦貫線の利用者数の減少については、淡路交通㈱より説明

- ・洲本 - 岩屋間については、洲本方面への移動より神戸・明石方面への移動が多くなっている。
- ・洲本 - 福良間については、市内の高校生の総数が平成23年度から5年間で20%減少する中、バス通学から家族の自家用車による通学送迎が増えている。

委員：特に質問等なし

##### 3. 「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）に基づき導入した福祉タクシーについて

事務局：報告1-2により説明

淡路タクシー正木委員

- ・今回の追加により計4両となる。通常は普通の小型タクシーとして使用しているが、増えることによって足が不自由で車椅子で移動されて

いる方などの利用者に不便をかけることが少なくなると考える。9月には運行開始できると考えている。

委 員：運賃体系については、本会議では協議できないのか。

正木委員：小型タクシーの運賃を適用している。障害者であれば1割引きとなります。

委 員：車椅子での利用も同じということか。

正木委員：小型タクシーの運賃と同じです。

#### 4. 洲本市上灘線コミュニティバス運行委託に関する公募型プロポーザルについて

事務局：**報告 1－3**により説明

和田委員：国のコミュニティバスのガイドラインで、既存の路線バスと重複しないよう路線を設定するよう定めている。そういう点も考慮のうえ、入札をお願いしたい。

### 7. 協議事項

#### 1. 洲本市地域公共交通基本計画（案）について

事務局：**協議 1－1**により説明

委 員： 2点お願いしたい。

まずは 11 ページの「展開すべき施策について」の交通空白地帯、且つその中の交通弱者（高齢者で運転のできない人、あるいは障害のあり運転ができない方）が、この図の中の「五色」「中川原・安乎」「大野・鮎屋・千草」で大変困っている方がたくさんいらっしゃいます。展開すべきとなっておりますが、淡路島の他市ではコミバスが整備されておりますので、早急に計画を立てすすめて行ってもらいたい。

もう 1 つは、16 ページです。計画目標 1 については、人数ではなく率なので、もう少し高めの目標としてもよいのではないか。計画目標 2 についても、もう少し低めの目標としてもよいのではないか。

事務局：今回の基本計画を策定する中で、改めて公共交通空白地などが目に見えてわかり、政策課題となっている。今後については市だけですべてを展

開できるものではないので、地域の方々のご意見を踏まえ、早急に取り組みを進めていきたいと考えている。

計画目標の数値については、できるだけ下がらずキープしてさらに改善したいという意図です。表現につきましては、委員のご意見を踏まえてわかりやすい表現となるよう検討したいとと考えます。

会長：基本方針を定める基本計画と言えど、姿勢としては「めざします」「検討します」では市民の皆さんから見ますと表現として弱いという印象を私ももっておりますので、これらについてもアンケート調査等を踏まえて事務局に検討をさせます。ただ、地理的な条件、集落の密集度、また地域の方々の意向等が手段手法について大きく影響致しますので、表現としてこのようになったのかと思います。これについては再検討させていただきます。もう1つ計画の目標値として、0.1%や1%の改善と言うのは、今後人口減少が進む中、で安全策としてはこの程度かなという思いもあるのですが、再度検討させます。

委員：障害者の立場から1つお願いをしておきたいと思います。障害者基本法では、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害は1つとして平等に取り扱っております。ただ、現実を見てみると公共交通機関では、精神障害者だけ割引がされていないのが現実にございます。例えば洲本市では障害者に対して福祉タクシーのチケットを3障害の方に交付しておりますが、そのチケットの上に精神障害者以外の障害の方はさらに割引があります。精神障害者の方はそれ以上の割引がない状態がずっとづいております。今後、公共交通を考えていく上で、精神障害者の方への減免も拡充していただきたいというお願いをしておきたいと思います。

会長：基本計画の文案に捉われず、移動手段をもたない人たちが日常生活でお困りがないような手段を確保していく、また新たに作っていただくというのが本会の主旨でございますので、色々な角度から意見を賜りたい。

会長：上灘コミバスについて、地域の方々からのご意見はございませんか。

委 員：今のところは別に意見を言ってきておられません。

会 長：今の状況で満足いただいているという理解でよろしいでしょうか。

委 員：はい

委 員：神陽台のコミュニティバスの試験運行があったように記憶しております  
が、再度試験運行をすることは可能か。

事務局：神陽台で行いましたデマンド交通について実施結果等をお知らせします。

平成 23 年度（平成 24 年 1 月～3 月・79 日間）に神陽台と中心市街地を結ぶルート（旧県病・イオン・洲本 BC）を運行しました。利用対象者は神陽台にお住いの方で事前登録された方で、3 人以上の予約となっております。利用時間は 7 時から 19 時までです。運賃は 1 回乗車 1 人あたり 500 円です。

実施結果ですが、利用登録者は 23 名、利用者合計は 31 便、101 名です。

往路 16 便・53 名、復路 15 便 48 名となっております。

会 長：委員のご質問は、移動手段にお困りの状況が解消されていないが、デマンドや他の手法を行うことは可能かということ。

事務局：神陽台で行ったデマンド交通は、車はタクシーで、登録者が予約して複数の方でご利用いただく形態です。こういうものを試験的におこなったものです。結果として複数の方で予約するという仕組みが難しく、利用が少なかったというところです。また、デマンドの課題が見つかったところです。市としては定期的に運行できるコミュニティバスなどが考えられますので、地域の方々のご意見を踏まえながら、検討をしていきたいと考えています。

会 長：まったく同様の手段はダメという訳ではないのか。

事務局：公共交通は色々な形態の組み合わせで考えていきますが、デマンドもその中の 1 つであり、可能性はあるということです。基本的な考え方としては、バスの路線軸を維持しながらそれに結ぶコミュニティバスや小さい車両でのサポートなどの組み合わせと地域方々のご意見をマッチングさせながら検討したいと考えております。

委 員：タクシー事業者からの要望ですが、路線バス・コミュニティバスで交通を考えてもどうしても行き届かないというところもでてきます。タクシーは戸口から戸口まで行けますが、ネックは運賃だと思います。その運賃を公平に補助できる方法を考えいただければと思います。

事務局：公共交通全体の均衡を図りながらの調整となることをご理解いただければと思います。

会 長：地域の交通は、行政、バス事業者をはじめ、交通に関わられている方々、利用される方々が相互に支え、応分の負担をしながらやっていくというのが将来にわたって公共交通を維持していくこと繋がることになると思います。基本計画については方向性だけを今日は説明させていただきました。今後具体的な内容については、アンケート調査で現状把握はしておりますが、地域のニーズ調査をしながら今後検討していくことになると思います。路線バスが走っている地域もございますので、調整などで少し時間がかかるかもしれません、計画をたてていければと考えております。

縦貫線の事業収支について、利用者収入について賄えているか説明を求めるます。

淡路交通：在来一般路線の収支率は全体で70%ほどです。縦貫線についても利用者運賃のみでは賄えていません。高い路線で約80%、低い路線で30%台となっており、利用者運賃では賄えないので国・県に補助金をもらっている。補助をもらうにあたっては、利用促進策を大きな命題とされている。また、効率性・合理化努力も事業者に与えられています。

会 長：利用促進をすすめて、現在バスを利用されていない方についても、利用されるような仕組みを考えてください。それでは、本日いただいたご意見を踏まえて基本計画は修正したいと考えますので、私に一任をいただけますでしょうか。

委 員：異議なし。

## 8. 次回開催予定

事務局：本日のご意見を踏まえて基本計画を修正するとともに、具体的な計画を立てていきたいと考えております。それらができました段階で日程調整をさせていただきたい。

また、委員任期が2年となっております。本年8月で任期が終了となりますが、委員の皆様にはひきつづき委員の就任をお願いしたい。

## 9. 閉会に当たって副会長挨拶

本日は長時間に及ぶご審議、お疲れ様でした。今回の会議は内容が非常に盛り沢山でした。特に、洲本市地域公共交通基本計画に関する取組みは刻々と世の中の状況が変わっていくなかで、常に改善し息長く続けていく事が重要だと感じました。この度計画案が示されましたら、この計画案は洲本市や市民そして交通事業者が共有すべき洲本市の公共交通の方向性として認識され、結果はすぐには出しにくいと思いますが、それぞれの立場で協力しつつ具体的な事業が展開されていく事を願います。

以上、簡単でございますが、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。